

報道関係者各位

令和3年10月22日(金)

【照会先】

山口労働局労働基準部監督課

課長 原田 竜雄

主任地方労働基準監察監督官 上田 竜夫

電話 (083) 995-0370

FAX (083) 995-0376

## 長時間労働が疑われる事業場に対する 令和2年度の監督指導結果を公表します

厚生労働省山口労働局(局長 むらいかんや 村井完也)では、このたび、令和2年度に実施した長時間労働が疑われる事業場に対する監督結果について取りまとめましたので、公表します。

この監督指導は、長時間にわたる過重な労働が行われていると考えられる事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる481事業場に対して実施したものです。その結果、160事業場(全体の33.3%)で違法な時間外労働を確認したため、是正に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は56事業場(違法な時間外労働があったもののうち35.0%)でした。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

### 【令和2年4月から令和3年3月までの監督指導結果のポイント】

- (1) 監督指導の実施事業場： 481 事業場
- (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
- ① 違法な時間外労働があったもの： 160 事業場 (33.3%)
- うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
- |                  |                |
|------------------|----------------|
| 月80時間を超えるもの：     | 56 事業場 (35.0%) |
| うち、月100時間を超えるもの： | 37 事業場 (23.1%) |
| うち、月150時間を超えるもの： | 6 事業場 (3.8%)   |
| うち、月200時間を超えるもの： | 1 事業場 (0.6%)   |
- ② 賃金不払残業があったもの： 15 事業場 (3.1%)
- ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： 67 事業場 (13.9%)
- (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
- ① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの： 184 事業場 (38.3%)
- ② 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの： 44 事業場 (9.1%)

### 監督指導事例

- 36協定届で定める延長時間を超え、最も長い時間外労働・休日労働時間が1か月108時間に及んでいたため、違反にかかる是正勧告を行うとともに、36協定の適切な運用等について指導を行った。
- 36協定届で定める延長時間以内であるため違反は認められなかったが、最も長い時間外労働・休日労働時間が1か月80時間を超えていたため、1か月80時間以内への削減、また過重労働による健康障害防止対策の樹立について指導を行った。